

## 外国知的財産ニュース

### 【米国】特許公報上の米国特許分類とCPC分類の付与（2015/2/24）

米国特許商標庁（USPTO）より、今後のUS公報上における米国特許分類（USクラス）とCPC分類について下記の通り非公式の通知がありました。

- ・4月6日以降発行分の公報から、発明特許（Utility）についてはCPCのみを付与（INIDコード(52)U.S.Cl.部分に表示）する予定である。
- ・意匠（Design）特許、植物（Plant）特許には引き続きUS分類も付与を行う。
- ・INIDコード(56)References Cited（引用参照例）及び(58)Field of Classification Search（調査分野）には引き続きUS分類も表示される。

また、6/2発行分オフィシャルガゼットから、発明特許についてはCPC、意匠・植物特許についてはUS分類に従って表示がされるとのことです。

米国特許におけるSDIなどの定期検索式に分類を用いている場合はご注意ください。

日本パテントデータサービス(株)  
国際部